

京都市京都高速道路検証専門委員会設置要綱

平成24年10月4日決定

(設置)

第1条 京都高速道路堀川線，同久世橋線，同西大路線の3路線を対象として，将来交通量推計値等の客観的データに基づき，都市計画施設としての機能及び効果等について検証を行うため，京都市京都高速道路検証専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 京都高速道路堀川線，同久世橋線，同西大路線を対象として将来交通量推計値等の客観的データに基づき，都市計画施設としての機能及び効果等について検証すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，第2条の所掌事項に関し，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し，又は任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は，1年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選により定め，副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集する。

2 委員長は，会議の議長となる。

3 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，建設局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は，決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず，最初の委員会は，市長が招集する。